

# TACT'NEWS

No. 868

## 【事例】2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式の取得費の計算

### 【問】

Aさんは、令和3年6月に保有するB社株式（上場株式）4,000株のうち1,000株を、証券市場において1株1,000円で譲渡しました。

Aさんは、平成25年に1株600円で1,000株（600,000円）のB社株式を証券市場で購入後、平成30年に亡父より同じB社株式3,000株を相続しています。なおAさんの父は、平成26年にそのB社株式を1株500円（1,500,000円）で、証券市場より購入しています。

AさんのB社株式に係る譲渡所得金額の計算上、控除する取得費の額は、平成25年に購入時の対価600,000円でよいのでしょうか。

### 【回答】

#### 1. 結論

ご質問のB社株式の取得費の額は、下記2(3)の通り、Aさんが亡父から相続により取得した3,000株につき亡父の取得価額を引き継いだうえで、「総平均法に準ずる方法」により計算され、525,000円（1株525円）となります。

#### 2. 解説

##### (1)相続により取得した株式の取得価額

個人が相続又は遺贈により取得した譲渡所得の基因となる資産（例えば株式）は、原則、被相続人がその財産を取得した時から引き続きその個人が所有していたものとみなされます（所得税法60条1項1号）。したがって、Aさんが平成30年に相続により取得したB社株式の取得価額は、亡父の取得時期（平成26年）と取得価額（500円×3,000株＝1,500,000円）を引き継ぐこととなります。

##### (2)2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式の取得費の計算

(1)よりAさんは、B社株式を平成25年に1株600円で1,000株、平成26年に1株500円で3,000株取得し、これらの株式のうち1,000株を令和3年に譲渡したことになります。このようにAさんは、父から相続により取得したB社株式と自ら購入したB社株式が混ざってしまい、どちらの株式を譲渡したのかははっきりしないことから、その株式に係る譲渡所得の取得費（＝B社株式の取得価額）の計算方法が問題となります。

Aさんのように2回以上にわたって株式を取得した後、その一部を譲渡した場合、その株式に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の額は、所得税法施行令118条1項に規定する「総平均法に準ずる方法」により計算します（所得税基本通達33-6の4（注）2）。

この場合の「総平均法に準ずる方法」とは、譲渡の都度、直前の譲渡の時からその譲渡の時までの期間を基礎として下記の算式により計算を行う方法をいいます。

#### (算式)

$$\text{取得費} = \frac{\text{①譲渡の年1月1日に所有していたその株式の取得価額} + \text{②譲渡の年の譲渡日までに取得したその株式の取得価額}}{\text{①の株式数} + \text{②の株式数}} = \text{その譲渡株式の譲渡時の1株当たりの取得価額}$$

##### (3)Aさんに係るB社株式の取得費の額の計算

$$(600 \text{円} \times 1,000 \text{株} + 500 \text{円} \times 3,000 \text{株}) \div 4,000 \text{株} = 525 \text{円}$$
$$525 \text{円} \times 1,000 \text{株} = 525,000 \text{円}$$

（担当：山崎信義）